

コンセッションガイドライン検討会（第2回） ご意見の対応状況について

資料1-1

| No. | ご意見・ご質問の内容 | 対応方針 |
|-------|--|---|
| 資料1-2 | | |
| 1 | 【事前質問】資料1-2の 3.7.5の改正案文 コンセッションは、包括的民間委託と比べてどのような利点があるのかについて、示した方がよいのではないか。 | 施設の改築を含む場合には、コンセッションと包括委託の内容に差が生じます。 具体的には、改築や計画策定業務と一体的に行うことで全体最適を図ることが可能となります。 コンセッションと包括委託との違いは、別途手法選択ガイドラインで対応いたしますが、3.7.5の改正案文において「維持管理に係る指標の参考例」として明記する形で対応します。 |
| 2 | 【事前質問】資料1-2の 3.7.5の改正案文 先行事例の要求水準の設定方法について、コンセッションの導入目的と要求水準の関係を整理し、本ガイドラインに記載すれば、後発自治体の参考になると思われる。 | 3.7.5の改正案文において、先行事例における業務の目的と管路維持管理に関する指標を関連付けて記載しました。 |
| 3 | 【事前質問】資料1-2の 3.12.5の改正案文 管路施設に関する特有のリスクを管理者が負担するとしても、事業者側に損害最小化義務を負わせることも検討が必要であると思う。 | ご指摘をふまえ、3.12.5の改正案文において、損害最小化義務に関する記載（案文記載上は一般的に用いられる「損害軽減義務」と表記しています）をいたします。 |
| 4 | 【事前質問】資料1-2の 3.12.5の改正案文 契約不適合リスクや施工条件リスクの中で、ある程度定量的なものについては、一定の幅を持たせた前提で提案を求め、その幅を超える場合に官が負担する、といったリスク負担の方法もあり得るように思う。 | ご指摘の点について検討いたしました。民間事業者による提案を求めるとすると、対価の提案や設定割合の提案との評価の関係が複雑になるおそれがあり、また、民間事業者が負担する幅が広い方が常に良いとも限らないとも考えられます。 なお、先行事例の須崎市をふまえ、民間事業者の負担についてあらかじめ「一定率又は一定額までの費用負担」と限定することで民間事業者の予測可能性に配慮することも考えられる旨を記載しております。 |
| 5 | 【事前質問】第3章 要求水準については、各種計画（ストックマネジメント計画や経営戦略）の投資目標とも関連するため、それらとの関連を記載してはどうか。 | ご指摘の点については、現行ガイドライン59頁において一定の記載をしておりますが、ここにストックマネジメント計画等について追記することといたします。 |
| 資料2-1 | | |
| 1 | 【事前質問】 デュエディリジェンス（DD）を効率的に実施するためにも、DDとマーケットサウンディング（MS）両者の相互関係やタイムスケジュール例を記載した方が良いのではないか。 | ご指摘をふまえ、3.4の改正案文において、DDをふまえた情報提供をしっかりと実施することを「検討に必要な情報準備」として表現し対応しました。 |
| 2 | 【事前質問】 DDおよびMSの実施において、事前に、利用者への十分な情報開示が望ましいのではないか。 | ご指摘をふまえ、3.4の改正案文において、DDやMSの結果について「調査報告書等として公表し、利用者への情報開示することも考えられる。」として、下水道利用者（地域住民）への周知に関する記載をいたしました。 |
| 3 | 【事前質問】 対象となりうる資料例として、歳入歳出決算書（官庁会計のもの）と記載があるが、自治体が公営企業会計を適用しているか否かに関わらず、記載に齟齬なく読めるため、決算書と記載した方が良いのではないか。 | ご指摘をふまえ、3.4の改正案文において、「決算書」と修文して記載いたしました。 |
| 4 | 歳入歳出情報だけでは民間事業者の意思決定は難しいと思われる。貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の財務の視点の諸情報があった方が、民間事業者は意思決定しやすいと思われる。そのような趣旨のことも反映してほしい。 | ご指摘をふまえ、3.4の改正案文において、「財務情報については、公営企業会計を適用することによって開示情報が充実し、応募者にとって意思決定がより良いものとなることが想定される。」として、公営企業会計の有益性について記載いたしました。 |
| 5 | 下水道事業におけるDDや情報開示の徹底に際しては、書類に表せられない状況の把握も重要。現地視察や現場担当者とのヒアリングの実施とそれらを踏まえた余裕のあるスケジュール設定が必要となる。 | ご指摘をふまえ、3.4の改正案文において、書面に現れない情報の重要性について記載をいたしました。 また、民間事業者による現地視察の機会等については、現行ガイドライン66頁に「また、応募者による対象施設における現地調査の実施も想定される。」一定の記載がございますが、この部分について「また、 余裕をもったスケジュールの下で 応募者による対象施設における現地調査の実施や 現場担当者等とのヒアリングの実施 を行うことも想定される。」と加筆することにいたします。 |
| 6 | 要する期間については、事業によって大きく異なる部分もある。先行事例の情報は貴重だがまだ数も少ないため、ミズリードになってしまわないよう「参考」として記載するなど留意いただきたい。 | ご指摘をふまえ、3.4の改正案文において、先行事例について言及する際に「参考となる。」と明記いたしました。 |

コンセッションガイドライン検討会（第2回） ご意見の対応状況について

資料 1 - 1

| No. | ご意見・ご質問の内容 | 対応方針 |
|----------|--|---|
| 7 | DDにおいて、機器施設の健全度把握は重要である。しかし、公共側で把握できない部分もあり、その部分で不具合等が生じた際には、公共が負担するという手続きが必要ではないか。 | ご指摘をふまえ、3.12.5のリスク分担に関する改正案文において、下水道管路の状態や健全度が分からない場合におけるリスクは管理者が負担することが考えられる旨の記載をいたしました。 |
| 資料 2 - 2 | | |
| 1 | 【事前質問】 有識者委員会の委員として、民間事業者による提案の実行可能性を判断するために、下水道技術や環境問題等の専門家を入れてもいいのではないか。 | ご指摘をふまえ、改正案文において、活用する有識者の一例の中に下水道経営に関する学識者等を明記しました。 |
| 2 | 【事前質問】 複数企業によるコンソーシアムの場合、地元企業の参画を条件としてはどうか。 | 地元企業の参画については、現行のガイドライン38頁にて記載しております。 |
| 3 | 【事前質問】 「確実な業務の履行のためには、実績要件が非常に重要」という点は理解するが、強調しすぎると新規参入を阻害する要因にもなり得るのではないか。特に中小自治体にもコンセッションを広げていく目的があるのであれば、特定の大規模業者のみが対応可能な形にすると、受け手がなくなるおそれもある。 | ご指摘をふまえ、改正案文において、高い実績要件を課すことがかえって競争性低下につながることや新規参入を妨げうることに言及した上で、実績要件の考え方には工夫がありうることについて具体的に記載しました。 |
| 4 | 多段階選抜において、一次審査で非選定となった事業者が後から別のグループへ参加することの是非なども論点にあると思われる。 | ご指摘をふまえ、改正案文について、一次審査で非選定となった事業者も含む形で、コンソーシアムの変更・追加に関する記載をいたしました。 |
| 5 | 資料には先行事例として浜松市と宮城県のみが記載されているが、須崎市も記載してはどうか | ご指摘をふまえ、須崎市の事例も参考として記載しました。 |
| 資料 2 - 3 | | |
| 1 | 【事前質問】 モニタリングでは、第三者や利用者の声を聞くことも考えられるのではないか。 | 後日提示する案文において、下水道分野での事例はまだないものの、サービス受益者（利用者）の満足度等のデータをモニタリング指標として活用することも考えられる旨の記載を予定しています。 |
| 2 | 【事前質問】 モニタリング指標について、事前に明示しておくべきではないか。 | モニタリングに用いる指標（KPI）について、第3回検討会の討議事項（個別論点）としてご議論させていただきたいと存じます。 |
| 3 | 【事前質問】 職員が少ない中小自治体においては、外部機関を活用したモニタリングは効果的であると考えられる。一方で、外部機関へ委託する場合の財源確保等についても記載した方がよいのではないか。 | ご指摘の点については、現行ガイドライン140頁において記載しており、改正ガイドラインにおいても活かします。 |
| 4 | モニタリングは要求水準の確認であるという方向性は良いと考える。ガイドラインとしては、「効率的に要求水準を確認する」ということが本来あるべき姿であると考えます。 | 後日提示する案文において、業務の実施方法等に対して管理者が必要以上に確認する行為は、運営権者の創意工夫を損なう恐れがある旨の記載を予定しています。 |
| 5 | 事業開始後、一定期間が経過すれば、見るべき視点も異なってくるため、モニタリング内容を見直すことが必要ではないか。 | 後日提示する案文において、事業の進捗に合わせて関連する要求水準等を含むモニタリング内容を見直し及び変更するケースが想定される旨の記載を予定しています。 |
| 6 | 第三者モニタリングについて、現状は発注者側がその費用を負担しており、必ずしも「中立」とはなっていないと思われる。より官民の中立的になるように、人選等工夫することを記載してほしい。 | 後日提示する案文において、中立的な立場から管理者及び運営権者双方へのモニタリングする場合の考え方について記載することを予定しています。 |
| 7 | DX等の技術を導入し、運営権者の業務実施状況が確認できれば、管理者・利用者にとって透明性を高めることができる。また、次期の契約を公平にすることもできると思う。 | 後日提示する案文において、モニタリングにDX技術等を活用することが望ましい旨の記載を予定しています。 |
| 8 | モニタリングについて、議会・市民からの質問のときに何でも答えられるようにという管理者の意見はわかる。しかし、すべてを管理者が確認していると業務の実施方法を拘束し、限りなく仕様発注に近づいてしまうことに留意が必要である。 | ご指摘のうち、留意点に関する部分については後日提示する案文において反映することを検討しています。ご指摘のうち、デメリットに関する部分については手法選択ガイドラインに記載する予定です。 |
| 9 | 民間事業者に事業を任せて、監視・監督など官側の干渉減らすからこそ、管理者や利用者へのベネフィットが生じるといふ考えもある。これには、競争環境があり、民間事業者が競い合っってよいベネフィットを生むことが併せて重要である。一つの事業形態としてガイドラインの中で示してもいいのではないか。 | 民間事業者に事業を任せるベネフィットとして、効率的な事業実施、さらには持続可能な下水道事業サービスの提供につながることを考えられます。その旨、記載することを検討いたします。（第4回検討会でお示しします） |

コンセッションガイドライン検討会（第2回） ご意見の対応状況について

資料 1 - 1

| No. | ご意見・ご質問の内容 | 対応方針 |
|-----|---|--|
| 10 | 小規模自治体はモニタリングが難しい可能性があるが、この場合は、ノウハウ豊富な大規模自治体の出資会社（第三セクター）などによるモニタリングも有効ではないか。 | 後日提示する案文において、自治体の出資会社（第三セクター）の活用も有効である旨を記載する予定です。 |
| 11 | 近年、欧州等諸外国では、長期の民間委託により失われたモニタリング能力を取り戻すための各種工夫も実施している（例：民間企業からの職員受け入れ、公共に残す機能の再構築、KPI・ペナルティ設定、契約短期化による競争性向上等）。このような先例からの教訓や示唆も学べるようにしてはどうか。 | 欧州等諸外国とわが国とは社会情勢等が異なるため、欧州等諸外国の工夫等を改正案文に反映することは難しいものと考えております。一方で、KPIについては、第3回検討会の討議事項（個別論点）としてご議論させていただきたいと存じます。また、ペナルティについては、後日提示する案文において、先行事例における要求水準未達時の対応方法について記載することを予定しています。 |
| 12 | モニタリング結果として、要求水準未達だった場合の対応例を紹介してほしい。先行事例では、未達時に即ペナルティとなるのではなく、改善措置を行うケースもあるので、それらを紹介してもいいのではないか。 | 後日提示する案文において、先行事例における要求水準未達時の対応方法について記載することを予定しています。 |
| 13 | モニタリングの結果に対するペナルティだけでなく、インセンティブについても記載しても良いのではないか。 | 後日提示する案文において、日本下水道協会の「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」や内閣府の「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」を参考に、要求水準達成を促すインセンティブについてコラムとして記載する予定です。 |